

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公表番号】特表2008-500143(P2008-500143A)

【公表日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-001

【出願番号】特願2007-527532(P2007-527532)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月23日(2008.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面と、

下面と、

少なくとも1つの第一孔とを有し、該孔は上面および下面を貫通して延びており、少なくとも前記第一孔は中心軸線および前記上面に直交して骨板を抜けて延びた直交軸線を規定し、少なくとも前記第一孔は前記中心軸線に沿って互いに分離した少なくとも三つの領域を備え、少なくとも前記第一孔の前記上面及び前記下面に隣接する第一領域及び第3領域はねじ山が設けられておらず、前記第一領域と第二領域の間の第二領域はねじ山が設けられて、前記中心軸線に沿って挿入される骨ファスナーを緊締することを特徴とする骨板。

【請求項2】

前記第一領域および第二領域は互いに連通していることを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項3】

前記第一領域の前記下面に最も近い位置は、前記第二領域の前記上面に最も近い位置に当接していることを特徴とする請求項2記載の骨板。

【請求項4】

前記第一領域は、前記上面から前記下面に向かって内方にテーパしていることを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項5】

前記第二領域は、前記上面から前記下面に向かって5°と15°の間の円錐角で円錐状にかつ内方にテーパしていることを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項6】

前記第三領域の外方へのテーパは、40°と50°の間の円錐角で円錐状であることを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項7】

少なくとも前記第一孔とは異なる少なくとも1つの第二孔を更に有することを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項8】

前記第二孔は、前記上面を含む平面と平行な方向に細長くかつ上面および下面を貫通して伸びていることを特徴とする請求項7記載の骨板。

【請求項9】

前記第二孔にねじ山が設けられておらず、第二孔は外周を有し、該外周の少なくとも一部は、骨板の上面から下面に向かって内方にテーパし、挿入される結合ファスナーと係合する少なくとも1つのランプ面を形成していることを特徴とする請求項8記載の骨板。

【請求項10】

前記第二孔は中心点を有し、第二孔はねじ山付き部分および無ねじ山部分を有し、ねじ山付き部分は、中心点に関して約190°と280°との間の角度に亘って伸びていることを特徴とする請求項8記載の骨板。

【請求項11】

第一端部の第一湾曲部分、第二端部の第二湾曲部分、これらの間の真直部分を有していることを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項12】

前記真直部分において互いに隣接した2つの第二孔を有していることを特徴とする請求項11記載の骨板。

【請求項13】

複数の第一孔を有し、前記第一孔の第一のものが第一湾曲部分に配置され、前記第一孔の第二のものが第二湾曲部分に配置されていることを特徴とする請求項12記載の骨板。

【請求項14】

前記第一孔の第一にものと前記第二孔の第一にものは、第一湾曲部分上で12°から18°分離していることを特徴とする請求項13記載の骨板。

【請求項15】

少なくとも1つの前記第一孔の前記中心軸線は、少なくとも1つの前記第一孔の垂直軸線に対して平行でないことを特徴とする請求項1記載の骨板。

【請求項16】

前記中心軸線と前記垂直軸線との間の交差角は、4°と10°との間にあることを特徴とする請求項15記載の骨板。

【請求項17】

前記孔の中心軸線と前記垂直軸線との間の交差角は、13°と17°との間にあることを特徴とする請求項15記載の骨板。

【請求項18】

前記骨板は複数の第一孔を有し、前記第一孔の第一のものの中心軸線は該第一孔の垂直軸線に対して平行ではなく、第一角度を形成しており、前記第一孔の第二のものの中心軸線は該第一孔の第二のものの垂直軸線に対して平行ではなく、第二孔の垂直軸線に対し前記第一角度とは異なる第二角度を形成していることを特徴とする請求項1記載の骨板。